



島根県報

平成24年 8 月17日 (金)

号外 第 121 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--|-------------------|---|
| 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱の一部改正 | (総務事務センター) | 2 |
| 平成25年から平成27年までに島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る競争 入札の参加資格等 | (") | 7 |

告 示**島根県告示第488号**

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）の一部を次のように改める。

平成24年 8 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条第1項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同項第5号中「国税に係る納税証明書」を「消費税及び地方消費税に係る納税証明書」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第6号を第4号とし、第7号及び第8号を削り、第9号を第5号とし、第10号を第6号とし、第11号及び第12号を削り、第13号を第7号とし、第14号から第18号までを6号ずつ繰り上げ、同条第2項中「及び営業経歴書」を削る。

第4条第1項中「次に掲げる」を「島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第60条の3に規定する」に改め、各号を削り、同条第2項中「隔年」を「3年ごと」に改める。

第7条中「2年間」を「3年間」に改める。

第8条中「様式第4号」を「様式第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第9条第1号中「第2条第2項」を「第2条第2項第1号」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第10条の次に次の2条を加える。

（入札参加資格の停止）

第11条 入札参加資格者に対する指名停止等の措置については、知事が別に定める。

（その他）

第12条 知事は、特に必要と認めるときは、入札参加資格者に対して、第3条第1項に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

様式第1号（別紙及び別記営業種目一覧表を除く部分に限る。）を次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|
| ※登録番号 | 3 | 2 | 0 | 1 | 0 | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|

※の欄は記入しないこと。

年 月 日

島根県知事 様

入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る入札に参加する資格の審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(個人のみ)

私は、入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請者

| | | | |
|------------------------------------|--------------------------|----------|-----|
| 種 別 | 法人 ・ 個人 (いずれかに○をしてください。) | | |
| 所 在 地 | | | |
| 所在地が登記簿上の所在地と異なる場合は、その理由を記載してください。 | | | |
| 代表者住所 (個人のみ) | | | |
| 商号又は名称 | (フリガナ) ----- | | |
| 代表者職名 | | 実印 | 使用印 |
| 代表者氏名 | | | |
| 電話番号 | | F A X 番号 | |

| | | | |
|--------|--|----------|--|
| 記載者の氏名 | | 記載者の電話番号 | |
|--------|--|----------|--|

| | |
|--|---|
| I S O 1 4 0 0 1 の 認 証 状 況 | 認証あり ・ 認証なし (いずれかに○をしてください。) |
| エコアクション21の認証・登録状況 | 認証・登録あり ・ 認証・登録なし (いずれかに○をしてください。) |
| 障害者の雇用状況報告 | 報告義務あり ・ 報告義務なし (いずれかに○をしてください。) 報告雇用率 % (報告義務がある場合に記入してください。) 雇用人数 人 (報告義務がない場合に記入してください。) |
| しまねゆめいくカンパニーの認定状況 | 認定あり ・ 認定なし (いずれかに○をしてください。) |
| こころカンパニーの認定状況 | 認定あり ・ 認定なし (いずれかに○をしてください。) |
| 県内の営業所の所在地 (市町村名を記入してください。) | |
| 印刷設備保有状況 (大分類3「印刷製本」に登録する者のみ記入してください。) | |
| D T P 設 備 | 島根県内に設備あり・島根県内に設備なし (いずれかに○をしてください。) |
| 印 刷 設 備 | カ ラ ー 印 刷 機 島根県内に設備あり・島根県内に設備なし (いずれかに○をしてください。) |
| | モ ノ ク ロ 印 刷 機 島根県内に設備あり・島根県内に設備なし (いずれかに○をしてください。) |
| | プ リ ン ト オ ン デ マ ン ド 機 島根県内に設備あり・島根県内に設備なし (いずれかに○をしてください。) |

| | | | |
|---------|-------------------------------------|-----------|--|
| 製 本 設 備 | 島根県内に設備あり・島根県内に設備なし（いずれかに○をしてください。） | | |
| 県内工場 | 所 在 地 | | |
| | 電 話 番 号 | F A X 番 号 | |

注1 使用印の欄には、申請者が物品の売買、借入れ等に係る入札及び見積り並びに契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用する印鑑を押してください。

注2 申請者が注1に掲げる行為に係る権限を全て委任する場合は、使用印の欄には、押印しないでください。

様式第1号別記の表10の項取扱品目（例示）の欄中「まくら等」を「枕等」に、「どん 緞帳等」を「どん 緞帳等」に改め、同別記の表12の項取扱品目（例示）の欄中「竹かご等」を「竹籠等」に、「かばん 鞆等」を「かばん 鞆等」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第8条関係)

年 月 日

島根県知事 様

資格審査申請書記載事項変更届

先に提出した入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

| | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------------|---|---|---|---|--|--|--|--|--|----|
| 登録番号 | 3 | 2 | 0 | 1 | 0 | | | | | | |
| 所在地 | | | | | | | | | | | |
| 商号又は名称 | (フリガナ) ----- | | | | | | | | | | |
| 代表者職名 | | | | | | | | | | | 実印 |
| 代表者氏名 | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------|--|----------|--|
| 記載者の氏名 | | 記載者の電話番号 | |
|--------|--|----------|--|

| 変更事項 | 変更年月日 | 記載事項 | |
|------|-------|------|-----|
| | | 変更前 | 変更後 |
| | | | |

様式第3号及び様式第4号を削る。

附 則

この告示は、平成24年8月17日から施行し、平成25年から平成27年までに島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

島根県告示第489号

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号。以下「要綱」という。）に基づき、平成25年から平成27年までに島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので告示する。

平成24年 8 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 資格審査の対象となる営業種目

| 大 分 類 | | 中 分 類 | | 取扱品目（例示） |
|-------|-----------|-------|----------|--|
| 番号 | 種 別 | 番号 | 種 目 | |
| 1 | 文具・事務用機器類 | (1) | 紙類 | 和・洋紙、板紙、加工紙、感光紙、封筒等 |
| | | (2) | 文具 | 文房具 |
| | | (3) | 事務機器 | 謄写版、計算機、複写機、シュレッダー等 |
| | | (4) | 情報処理機器 | パソコン、コンピュータ関連品、自動設計製図システム（CAD）、ソフトウェア等 |
| | | (5) | 印章 | 木印、ゴム印等 |
| 2 | 調度品類 | (1) | 木製家具 | 木製机、木製椅子、水屋等 |
| | | (2) | 鋼製家具 | 金属製保管庫、金庫、鋼製机、鋼製椅子等 |
| | | (3) | 装飾 | 室内装飾品、じゅうたん、カーテン、衝立等 |
| 3 | 印刷製本 | (1) | 活版・平版印刷 | 活版、平版、オフセット |
| | | (2) | 軽印刷 | |
| | | (3) | フォーム印刷 | |
| | | (4) | 特殊印刷 | シール、ラベル、グラビア、スクリーン、診察券カード等 |
| | | (5) | 複写 | 青写真、コピー、マイクロ写真、写真現像・焼き付け等 |
| | | (6) | 出版・製本・製作 | 出版、製本、地図作成、航空写真、印刷物の企画・デザイン |
| 4 | 機械器具類 | (1) | 医療機器 | 医療用機器類、車椅子、聴診器、血圧計、担架等 |
| | | (2) | 工作機器 | 施盤、研削盤、ミシン等 |
| | | (3) | 理化学機器 | 各種実験機器、分析機器等 |
| | | (4) | 産業機器 | 建設機械、農林水産機械等 |
| | | (5) | 電気通信機器 | 家庭電器製品、電気通信機器、電気工事材料、電話器、ファクシミリ、乾電池等 |
| | | (6) | 光学計測機器 | 顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、フィルム、レンズ等 |
| | | (7) | 冷暖房機器 | 冷暖房機器、ストーブ、ヒーター、エアコン等 |

| | | | | |
|----|---------|-----|-------------|--|
| | | (8) | 厨房機器 | 調理台、流し台、ガス台、冷蔵庫、炊飯器、冷温水機、オープン等 |
| | | (9) | 諸機器 | 印刷機器、高圧洗浄機、発動機類、コンベアー等 |
| 5 | 車両船舶類 | (1) | 車両類 | 自動車、各種車両類、タイヤ、工具、部品、修理 |
| | | (2) | 船舶 | 鋼船、木造船、ヨット等、工具、部品、修理 |
| | | (3) | 航空機 | 飛行機、ヘリコプター、工具、部品、修理 |
| 6 | 図書・教材類 | (1) | 書籍 | 図書、法規、雑誌、地図、刊行物等 |
| | | (2) | 教材用具 | 各種教材、教材用ビデオソフト、CD、視聴覚機器等 |
| | | (3) | 運動用具・レジャー用品 | 運動器具、各種スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、遊具、おもちゃ等 |
| | | (4) | 楽器 | 各種楽器 |
| | | (5) | 標本・美術品 | 模型、標本、見本、書画、骨とう等 |
| 7 | 薬品類 | (1) | 医療薬品 | 各種薬品類、医療ガス類等 |
| | | (2) | 動物薬品 | |
| | | (3) | 農業薬品 | 除草剤、殺虫剤、農薬等 |
| | | (4) | 工業薬品 | 凍結防止剤等 |
| | | (5) | 衛生材料 | 包帯、ガーゼ、紙おむつ等 |
| | | (6) | 診療材料 | 一般及び特定保険診療材料等（カテーテル、シリンジ、ガイドワイヤー、輸血セット等） |
| 8 | 燃料・油脂類 | (1) | 石油 | ガソリン、軽油、灯油、重油等 |
| | | (2) | 石炭、木炭、薪 | 石炭、木炭、薪、コークス、練炭等 |
| | | (3) | ガス | プロパン、ブタン、アセチレン、水素等 |
| | | (4) | 諸油 | 潤滑油等 |
| 9 | 材料類 | (1) | 鋼材 | 丸鋼、平鋼、形鋼、線材等 |
| | | (2) | セメント・アスファルト | 生コン、セメント、コンクリート二次製品、アスファルト、コールタール等 |
| | | (3) | 骨材 | 砂、砂利、砕石等 |
| | | (4) | 建材 | 木材、合板等 |
| | | (5) | 諸材料 | ガラス、土石等 |
| 10 | 繊維類 | (1) | 被服 | 制服、制帽、作業服、事務服、白衣等 |
| | | (2) | 寝具 | 布団、毛布、敷布、枕等 |
| | | (3) | その他の繊維製品 | 幕類、旗類、テント、染物、緞帳 ^{どん} 等 |
| 11 | 警察・消防用品 | (1) | 警察用品 | 警棒、手錠、鑑識用機械器材等 |
| | | (2) | 消防保安用品 | 消防ポンプ、避難用具、救助器具、防火服、火災報知器、消火器、化学消火薬剤等 |
| 12 | 雑類 | (1) | 百貨 | 百貨、雑品等 |
| | | (2) | 時計、貴金属 | 時計、金、銀、宝石、指輪等 |
| | | (3) | 金物、荒物雑貨 | 家庭金物、大工道具、土工道具、陶磁器、ロープ、マット、ほうき、竹籠等 |
| | | (4) | ゴム・樹脂製品 | ホース、ビニール、プラスチック製品、ゴム履物等 |
| | | (5) | 皮革 | 靴、鞆 ^{かばん} 等 |
| | | (6) | 食品 | 農産品、果実類、工産品（酒、食用油等）、畜産品、 |

| | | | | |
|----|-----|------|--------|-----------------------|
| | | | | 水産品等 |
| | | (7) | 動物 | 牛、豚等 |
| | | (8) | 看板 | 紙・布看板、金属看板等 |
| | | (9) | 塗料、染料 | |
| | | (10) | 種苗 | 種子、苗木等 |
| | | (11) | 花木 | 生花、造花等 |
| | | (12) | 諸雑 | 飼料、肥料、記章、カップ、標識、プレート等 |
| 13 | 売払品 | (1) | 生産品 | |
| | | (2) | 不用品 | 金属、紙等 |
| 14 | 借入品 | (1) | 事務機器 | 複写機、シュレッダー等 |
| | | (2) | 情報処理機器 | パソコン、コンピュータ関連品等 |
| | | (3) | 家具 | 家具類 |
| | | (4) | 理化学機器 | 各種実験機器、分析機器等 |
| | | (5) | 産業機器 | 建設機械、農林水産機械等 |
| | | (6) | 電気通信機器 | 家庭電器製品、電気通信機器等 |
| | | (7) | 車両船舶 | 各種車両船舶類 |
| | | (8) | 寝具 | 寝具類 |
| | | (9) | その他 | |

2 資格審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）に係る未納の徴収金（納期限が到来しない徴収金を除く。）がないことの証明書（以下「島根県税に係る納税証明書」という。）

エ 消費税及び地方消費税に係る未納の税額がないことの証明書（以下「消費税等に係る納税証明書」という。）

オ 申請する営業種目

カ 役員等名簿

キ 島根県が発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負に当たって代理人を定める場合は、委任状

ク 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001認証を取得している場合は、その登録証の写し

ケ 環境大臣が定めるエコアクション21ガイドラインに基づくエコアクション21認証・登録を受けている場合は、エコアクション21認証・登録証の写し

コ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合は、申請日の直前に公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し

サ 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合は、当該認定を証する書面の写し

シ 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こころカンパニー）の認定を受けている場合は、当該認定を証する書面の写し

ス 資格審査結果通知書郵送用の返信用封筒

なお、登記事項証明書、島根県税に係る納税証明書及び消費税等に係る納税証明書は申請日前3月以内に発行されたものとする。

(2) 書類の作成に用いる言語等

入札参加資格審査申請書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 書類の受付期間及び提出方法

- ア 定期審査にあつては、平成24年9月1日（土）から同月30日（日）までに郵送すること（当日消印有効）。
- イ 随時審査にあつては、平成25年1月4日（金）から平成27年11月15日（日）までに郵送し、又は持参すること（郵送の場合は、当日消印有効）。
- ウ 随時審査の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日並びに12月29日から1月3日までの間を除いた日の午前9時から午後5時まで

(4) 書類の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者
- (3) 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第60条の3の規定に該当しない者

4 入札参加者の資格審査

要綱に基づき、提出書類について審査を行う。

5 申請書類

(1) 交付開始日

平成24年8月17日（金）

(2) 交付方法

- ア 島根県総務部総務事務センターのホームページによる。
- イ 宛先を明記し140円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角2）を同封のうえ、島根県総務部総務事務センター物品調達グループ宛て請求することができる。
- ウ 次の場所において配布する。

- (ア) 島根県総務部総務事務センター物品調達グループ
- (イ) 隠岐支庁県民局総務グループ
- (ウ) 東部県民センター総務グループ
- (エ) 東部県民センター雲南事務所総務グループ
- (オ) 東部県民センター出雲事務所総務グループ
- (カ) 西部県民センター総務グループ
- (キ) 西部県民センター県央事務所総務グループ
- (ク) 西部県民センター県央事務所川本駐在スタッフ
- (ケ) 西部県民センター益田事務所総務グループ

6 登録の有効期限

- (1) 定期審査に係るものにあつては、平成25年1月1日から平成27年12月31日まで
- (2) 随時審査に係るものにあつては、認定した日から平成27年12月31日まで

7 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

8 資格審査についての問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県総務部総務事務センター物品調達グループ
電話 0852-22-5683・5336
F A X 0852-22-6163